

一九六〇年六月十六日(第X日)

一 開議及散会時刻(自午後一時五十分至午後五時七分)

二 出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	村春正	九	米須清祐	六	当山伸太郎
二	岸本利美	一〇	岸本正重	七	安次常盛信
三	佐藤真一	一一	花城清善	八	稻嶺盛三
四	中山勝豊	一二	中里幸助	九	志重敏行
五	岸里良朝	一三	松本利寛	一〇	柳原正賢
六	岸間健一郎	一四	山本朝徳		
七	知花正次	一五	天久登		

三 欠席議員の次の通りである

三番 岸佐真一

四 市町村自治法第X条の現程に於て議事説明の出席理由の次の通りである

村長 岸村春勝 財政課長 当山全吾  
 助役 岸本利美 経済課長 澤崎新一  
 収入役 岸村春松 建設課長 桑江良徳

五 本会議の書記の次の通りである

書記長 松川正義 書記 照屋教

六 議事日程の次の通りである

日程第一 議案第十八号 一九五九年度自野津村入出決算  
 認定にかへ

議 長	<p>議の顛末</p> <p>出席四名あり、お人自治法第五三條の規程に於て議会の成否を決定するの心、唯今期議会は開会致し、日程に入る前に、今後運営方法に於てお討り致し、六月七日、六月二二日、五月五日、午、午、中、日、予算に対する質疑、午後、各委員会活動と、六月二三日、二四日、委員会の報告作成、二五日、二九日、委員会の報告と、予算に対する議決と、その目標を述べ、思ひます。</p> <p>異議ありと呼び、</p> <p>御稟議の心、その目標を述べ、致し、</p> <p>日程第一、昨日に於て議案第八号、九九年、度、自、野、津、村、才、入、才、出、算、認、定、に、關、し、を、議、題、と、致、し、</p> <p>十一番議員の出席を報告致し、</p> <p>一八番 三日、請、年、当、義、善、神、護、費、に、關、し、清、泉、の、自、動、火、災、に、お、か、り、二、千、百、入、院、し、た、の、こ、と、を、</p> <p>収入役 消防の事故に入院したおの、治療費にあり、</p> <p>議 長 一七番 二番議員の出席を報告致し、</p> <p>五 番 四日、爾、費、の、貸、付、に、清、掃、人、天、災、に、お、か、り、二、千、百、入、院、し、た、の、こ、と、を、</p> <p>副 役 余、糧、食、料、の、清、掃、に、お、か、り、</p> <p>一八番 四日、の、林、道、費、に、お、か、り、新、レ、ン、ガ、に、お、か、り、修、繕、に、お、か、り、</p> <p>副 役 二、千、百、入、院、し、た、の、こ、と、を、</p> <p>一〇番 所、修、費、に、お、か、り、</p> <p>副 役 部、内、の、研、修、に、お、か、り、費、用、に、お、か、り、</p>
-----	---

一五 審 即 役	所修費はどうか 報償費はいくら 支出はふい
一六 審 経済課長	農業者及び政府職員かあると思ふが 政府職員とつたものが五年分 あります
一七 審 即 役	積立金から出せぬか どうか(積立金)あり 支出にふい支出はふい 支出にふい支出はふい (積立金から支出はふい)
一八 審 即 役	本村長の退職金にかん 一期分は四年分 あります
一九 審 即 役	退職給付金と退職手当 とどう違うか 退職手当の 給付法は受けるもの あります
二〇 審	普通学校の場合 村職員並数に入 るかどうか 又 文書費 証表があるか
収入 役	職員ありれば 政府職員にかん 場合退職金受ける べき年物に足 らぬか 証表は あります
二一 審	文書費にかん どの位の 効果があるか どうか
二二 審 議 長	立会人 に 知事 の 委 任 は 保 立 金 に あ り ま す 暫 休 總 数 は す す す (午 前 七 時 四 分)
二二 審 議 長	再 開 致 し ま す (午 前 七 時 四 分)
二三 審 議 長	立 会 人 の 任 期 に あ り ま す か 暫 休 總 数 は す す す (午 前 七 時 四 分)
二三 審 議 長	再 開 致 し ま す (午 前 七 時 四 分)
二四 審 即 役	扇 場 道 路 維 持 費 に あ り ま す か 執 行 出 来 な か ら な い 理 由 か ら の 道 路 が な か ら な い か ら 業 者 が 石 粉 を 使 い て 修 繕 し て い る か 石 粉 代 り に セ メント の 代 り を 使 い て 業 者 の 存 心 が あ る か

一七番	水道費の平数料と日
経済課長	水道検査手数料はない
一八番	五款の社会及常備施設費は160ドルの追加860ドルの不用額を占し その内100ドルは説明額はない
収入役	≡水口町英会への補助金に細い新予算の場合中保に補助するとは かた人(残額にかたある)
二番	≡月か災害救助費は赤直米頃清松への災害見舞金にかたはせつが 村長 応急措置にかたある。家屋を全焼し見舞金といふ 村長 あり
三番	災害救助費にかたは條例等を設ける必要はあつた。宇地泊 の災ありが。
総務課長	宇地泊の場合土木の件はない。この場合は生活保護にかた は置かと思ふべきです。
四番	救助費を予算に細むが自治法ないと思ふが。
総務課長	別に自治法上の問題はないが、水口村社会上の問題 ありが。
五番	≡水口町将来自治法を裏付するに必要ありが、研究する 必要ありが。御見解を伺ふ。
総務課長	実際は部落といふ全部で家を建て居るが、村には消防 隊が行つて見ているし見舞金といふ出はあり
議長	暫休懇談村(午後二時三十分)
議	再開致す(午後七時三十分)
六番	≡体協に四九八ドル支出しているが、体協の人員会の 運営状況にかた説明願ふ。

即 収 議 長	各校への負担金がある。その年度から校正単位に負担金を持つこと。 暫休懇致します(午後二時四十分)
"	再開致します(午後二時四十分)
大 審 村 長	農場の営視人村職員に入っておく。 村職員は付かない。市では雑手当をやっておくこと。
即 収 議 長	大一年度予算から報償金を出しておく。 暫休懇致します(午後二時四十分)
"	再開致します(午後二時四十分)
一 審 総務課長	大款三日間専費の二〇折借料損料の利戻金及借位用車借上料には これは清掃団体の場合の借位用車借上料。又都市地域では 部落自体は借位が出来ること。その借上料は別です。
一 審	利戻金の場合に大借支を支持すること。話し合ってください。又都市 は都市地域ではない。
総務課長	どうしようもない。利戻金と車を出している。
二 審 村 長	農場の職員(営視人農務検査官事務員)について 事務員は職員の中から毎朝早く農場に行く事務員として の心平当を出している。その当時給与勤務手当がぶかぶか下 検査官については謝礼金を出している。政府としては時間外手 当がぶかぶか。又日曜日土曜日等もある。村では 用いている。お預かり。謝礼金の心平当を出している。
八 審	農場の使用について。農場の使用は組合以外には使用出来ません。 又60年度の献金祭の場合に予算を消すかと思うが。その後ある業者 から酒を飲んでもらう。それが予算を消す人に来てくれる。 昨年は献金祭をやったがどう?

村長	市場に出入りするものは、社会向の産物が入るのを監視人がいる。
財政課長	市場の使用にかいり私もある。業者からは10以上増えているが、私達としては余裕があるのを止めたことは出来たが、許向てある。これは、物から感情的に、問題が起きた。
	謝儀祭の場合、業者は一杯飲んて気が済むと我々も一杯お返しに感情的に、お返し酒を出すのは困るから、謝儀祭はやさうな。
議長	九番議員の出席を報告致す。
	暫休懇致す(午後一時七分)
	再開致す(午後二時七分)
九番	出席対策費に、258ドルの不用。
経済課長	出席対策費の258ドルは、たまたま、台風の関係で出席出来なかった。
九番	農薬の補助に、農薬の限定を、
経済課長	バクゲーターの、水澤夏と品切にか、一人は、個々の限定を、前の農薬にか、限定を、
九番	商業奨励費の交換所、普天同街灯設置の案があるが、商工会から設置計画の申請があった。
経済課長	はい、これは規定があります。
九番	出席対策費、これは品物があつたらあつたら、
経済課長	様子が見えたら、お返し品物が出来た、又台風の案も出席が出来た。
九番	五日需要費、前の食料費、6,500ドルの流用した理由。
経済課長	政府関係の補助事業が多い、列年利、食料購買が多い。
九番	十日農業生産施設奨励費に、休政区加乗の、

	又時期的に産つたかがどうか
経済課長	≒日の出荷対策費から流用が出来るか分らない。追加費はどのくらい
議 長	一〇番議員の出席を報告致します
一〇番	推肥倉設置補助に「ハイロウ」が、我が産家調査をいれ場合は、 注意見えないかがあるが、その後調査をいれせがあるか
経済課長	≒ハイロウ調査はしれせけいはい
一〇番	推肥倉の場合規格はどうなっているか
経済課長	規格は最低四坪心 ≒以上が良い
一〇番	推肥倉に床を付わすことが出来るかどうか
経済課長	床を付わすことは出来る。≒これは検査を受けて後床を付わすと思う
議 長	暫休懇談致します(午後三時)
	再開致します(午後三時五分)
一〇番	推肥倉の補助を出す場合、その目的以外に使用した場合をせいかあるか
助 役	政府からの割当補助で、トコロ式であり、使用目的以外に産場 合にはせい出来ない(58年度)
一〇番	或る部落は推肥倉にて補助を受けて、推肥を積み込んで、悪人 に貸しある所もある。≒これは58年度補助を受けているが、≒これ にハイロウ調査をいれせがあるか
経済課長	その後の調査はしない
議 長	暫休懇談致します(午後三時五分)
"	再開致します(午後三時十分)
二〇番	大頁の倉庫費七款一項二項、一五日の中の倉庫費はどのくらい 場合の倉庫費か
経済課長	八頁の中は、英産会の場合、一〇日から後の方は政府関係の倉庫費

五五 審	部落共進会に於て村々規程はあつたが、審査の内容について指導等をしていふがどうか。
経済課長	審査方法はよいが、部落から申請があつたが、それと鬼つていふ所から申請と買収はありせん。
一八 審 村 長	申請があつたが、その中で、普及員が行つたことはあつた、大田の場合、吉本さんが出身地であるが、よく行つたが、大田さんの場合は、経済課の職員がおりたので、それが村々ではやつたといふ。
一七 審	生改員及村婦人会の視察の車借料とありましたが、これについては生改と婦人会が一語にふつて視察して居ると思つて可い。
経済課長	主にどう云う所を視察してゐる。
一〇 審	視察にかゝる生改の進んだ所をいふ。
一〇 審	生改普及員の旅費については、村からか又は政府から出しているか。
経済課長	これか、一月に政府職員にふつておられるが、全部政府から出ている。
一六 審	生改は一年に35回の講習をしていふことについてあつた。
経済課長	はい、あつておられる。それは各部落でもあつておられる。
二 審	原材費は普及員の分が、又全員の分が。
経済課長	講習する場所の材料は全部村から出ている。
二 審	講習会の材料、視察費等を補助してゐるが、これは村に補助するべきかと思つて可い。
経済課長	野菜や肉類等の講習会もやるべきかと思つたが、今それの材料の都合を持つたことはあつたがどうか。
経済課長	生産物をいかに生活に供するかの問題は、合理的に採らなければならない。



二 審	農研生改 <sup>費</sup> 員を各村においあるが予算措置はこれないが、村に政府に予算の莫大接済はこれはない。
経済課長	全地球的なもの、これはない。
一 審	軍用地料が1000にふた理由は、地料が上がったためにやうなものが
助 役	取扱い額が上がっているにふた、現在の北ドは1,000である。
一七 審	村長選挙費の報酬は200ドルにふた。
総務課長	これは選挙の場合投票南票と四投票場にふたれやると、各投票場12、13名にふた事務分量にふたは説明出来ずせんが、投票南票の場合に近90人位にふたれおるにふた、この年当
八 審	90人の内職員以外の人、これ位にふた30!
総務課長	立会人、組合の職員、先生を臨時にふた合せている
五 審	13部の倉庫費はこれにふた。
総務課長	投票の日明日にふた、会場は土曜日のにふた作りの、又投票南票の倉庫賄料にふた。
議 長	暫休懇致のす(午後三時四十分)
"	再開致のす(午後三時四十分)
二 審	三項負担金にふた、全出市町村会負担金 <del>30</del> ドルにふた、とて
	標準にふた、これは全出一律にふたあるのか、
	自治会館建設費はどのやうにふた。
助 役	負担金の人口割にふたある。自治会館費は現在の汗籠
	会館、青年会が建設にふたが、資材費は各市町村にふた新方式にふたあるのか、建設費の穴埋めにふた、54年位にふたある。
一八 審	全出議員会はこれにふた。
助 役	所管会等やうにふた、と思うが。

二	番	中部市町村会広告料と、先づ流用20ドWはどうなるか。
収入	役	20ドWの莫大運賃もある。広告料の内巻にカイト祝賀の広告料
		である。これを括りやうに市町村会に申告せよという。
議	長	昨午迄新四時不アリすが、お少し時間を延長し審議せよと思
		いすが、御異議ありませんか。
		異議なしと呼ぶ者あり。
議	長	御異議がないや時間延長し審議おせよに致しませう。
		暫休憩致しませう(午後四時)
		再開致しませう(午後四時五分)
一	番	全市議員会があらぬかの説明だが、我々にはその会があらぬが分るし
		又何時解消にかんがふが、全市町村の負担額は莫大
		か金額にふると思うが、その後ろ運用にかいほうどうか
助	役	議員会は自然消滅にかんがふはよく分るが、その後、議会議
		長に頼むと思ひます。
一	番	然るに開かれた。議長会に改めるとは出来まいと思ひながら、又議
		長会の性格にかいほうどうか。
助	役	議長会の性格にかいほう分らぬ。
一	八	番
		雑費は、青年会、日本青協、端岡神社参拜等があるが、青年陸上
		に本村から参加したとてがあるが、又団体か個人であるかの。
		支出は個人か申請におき支出したのかどうか。
助	役	青年陸上、日本青協等は本村身出の個人か参加した。中央でも二
		小に對する平準化置のいふ、自己負担かどうにも出来まいかの
		いふ、青年会がふんのか補助にかんがふと申請がある。
		これは各連の補助金から出すが立派であるといふ話をして、激所

議 長	金は支出はあります。
議 長	暫休總致します(午後四時一七分)
議 長	再開致します(午後四時二〇分)
一 番	各種団体への負担金については、国家の事業に個人補助とや此 議 員 務 にはあるが、その見解はどうか。
副 役	これは法令外にある。地方地自治の責任を自らに努力するに う意味の中心。負担金とは関係ない。
二 番	議 員 務 がおける中、平準には関係ないと思ふが、
副 役	義務以外の中、議決を要する。実質的義務と云う面を取 扱いかさす。
議 長	歳入歳出にかいては、一応負担は終りに思ふが、総括 的方針を要する。
副 役	暫休總致します(午後四時二七分)
副 役	再開致します(午後四時三〇分)
一 五 番	不要類にかいて、当局は、その中が不要にふつてを説明願う。
副 役	土木費、産業経済費、五款の補助金等が執行は、それが天減と見 えたいと思ふ。四款七款の執行不能は、なっていない。
一 六 番	前所村自治法全集の追加が、困つておられるが、
総務課長	補充は、あるが、改訂が、急い。現在の案例は、七月に入つた や、ないと思つておられる。
副 役	地方自治関係の、業者による、個条新紙を発行せよ、が、又 政府と、業者との、話し合ひが、業者をして、単行本 を作らなす。これは、関係中心、どうも、なす、と思つて います。

議長	暫休總致です(午後四時四十五分)
"	再開致です(午後四時五十分)
≡ 審 助 役	税法を議決し、延滞利息を議決し、持込取りかゝりも可能かだが、議決し、持込出来ぬと思ふ。(税法才=五才才=項)
議長	質問の大体終つたから、これを持込質疑を打切り、
議長	いへ思ふが、
	要議ふれと評がわつたり
"	御稟議おかし、認め、質疑を打切り、討論に入りませう。
ハ 審	一九二九年年度の決算を見、場合、歳入面では、税賦課の案が検討を要す。これに、新しい新年度予算に意見下り、ベロベロにする。
	補助金が不要になつた。これは、予算訂正の場合、問題は、これ、林が、算下り金が、組むべきは、どうかと思ふ。
	土木費(2,000千)は、不要になつて、いゝが、これに、力を注ぐべきだが、執行の、手はずがあつたと思ふ。
≡ 審	この予算の、裁量が、検討し、作つた、中心は、中間の、区画を、し、中心、下一年度、予算から、充分なる、検討をする、これ、全面的に、賛成し、承認したい。
≡ 審	これに、対して、否決と、なつても、出来ぬ、中心、賛成である。
	予算の、これ、方法が、政府が、その、指導、一年間の、仕事と、おこ、い、中心、
	区画に、どれ、位の、金が、かかるか、それ、その、金を、どう、して、調達、する、か、と、
	いう、計画、がある、所、村の、一年間の、収入と、支出の、見積、り、がある、と、
	議員、の、権、にある、が、これ、が、学、習、だ、と思ふ。
	決算、に、おいて、も、議、会、が、承認、する、と、な、つ、て、い、ふ、中心、にある、と、思ふ。
	過年度、の、過年度、と、い、ふ、繰、越、心、を、これ、が、い、ふ、は、い、ふ、中心、にある、と、思ふ。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討はいろいろあり、</li> <li>○ 予算の組み方もあるが、あるところから組み立てる。生改の場合補助金をとれ、又補業費を出しているが、これは一本にしようとする。</li> <li>○ 補助金の効果確認にたいして、例へば第一産業の補助の場合、生産量をよりから改造するところ等々がある。</li> <li>○ 臨時綱道査立会人の件については、今後収支を付するものがある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定を受ける場合同時に資料を提出しようとする。</li> <li>○ 一九五九年度決算については、承認を致す。</li> </ul>
議長	他に変わった意見があるか。(おし)
"	他に変わった意見がなければ、承認を致す。一九五九年度首野澤村入才出決算に対する表決に移ります。
"	本業にたいして御意見があるか。
"	異議なしと仰るが(全員)
"	御意見があるか。全合一致で採択。議案第八号一九五九年度首野澤村入才出決算について承認を決議致す。
"	臨時出綱道査立会人の件については、採択を議案追加するに致す。
"	以上採択。今日の日程を終了するに致す。明日午前、十日午開会するに致す。
	散会(午後五時七分)